

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 八雄会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市長田町 2592 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 63 年 12 月 10 日

(4) 設立登記年月日 昭和 63 年 12 月 17 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	檀野 雄一	檀野医院 管理者
理事	檀野 暁香	
理事	檀野 真子	
理事	池田 真秀	
監査	檀野 祝子	
監査	山川 清香	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団八雄会 檀野医院	4210421667	長崎県諫早市長 田町 2592 番地	一般病床 16 床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー	4250480011	長崎県諫早市長 田町 2547 番地	入所定員 80 名 通所定員 30 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
だんの通所リハビリテーション	長崎県諫早市長田町 2592 番地	
指定訪問看護ステーション	長崎県諫早市長田町 2592 番地	
居宅介護支援センタークローバー	長崎県諫早市長田町 2547 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 11月25日 令和5年度の決算決定

令和 7年 9月28日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団 八雄会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市長田町2592番地

貸 借 対 照 表

(令和 7年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	158,533	I 流動負債	56,641
現金及び預金	90,846	支払手形	
事業未収金	64,274	買掛金	
有価証券		短期借入金	20,000
たな卸資産	3,103	未払金	17,747
立替金	120	未払費用	16,465
前払費用	190	未払法人税等	141
繰延税金資産		未払消費税等	354
その他の流動資産		繰延税金負債	
II 固定資産	291,051	前受金	
1 有形固定資産	198,051	預り金	1,934
建物	102,453	前受収益	
構築物	2,091	その他の流動負債	
医療用器械備品	9,592	II 固定負債	143,902
建物付属設備	13,656	医療機関債	
車両及び船舶	0	長期借入金	143,902
土地	69,866	繰延税金負債	
建設仮勘定		その他の固定負債	
その他の有形固定資産	392	負債合計	200,543
2 無形固定資産	1,300	純資産の部	
借地権		科 目	金 額
ソフトウェア	925	I 資本金	10,000
その他の無形固定資産	375	II 資本剰余金	
3 その他の資産	91,700	III 利益剰余金	239,042
有価証券		繰越利益剰余金	239,042
長期貸付金		IV 評価・換算差額等	
役員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	91,085	繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産		純資産合計	249,042
その他の固定資産	615	負債・純資産合計	449,585
資産合計	449,585		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法 法 人 名 医療法人社団 八雄会
 所 所 在 地 長崎県諫早市長田町2592番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 6年 10月 1日 至 令和 7年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		405,990
2 事業費用		
(1)事業費		
(2)本部費	419,521	419,521
本来業務事業損失		13,531
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		9,842
2 事業費用		8,531
附帯業務事業利益		1,312
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		12,219
II 事業外収益		
受取利息	130	
その他の事業外収益	21,077	21,207
III 事業外費用		
支払利息	1,028	
その他の事業外費用	211	1,240
経常損失		△ 7,748
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		△ 7,748
法人税・住民税及び事業税		161
法人税等調整額		
当期純損失		△ 7,587

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 八雄会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市長田町2592番地

財 産 目 録
(令和 7 年 9 月 30 日 現在)

1. 資 産 額	449,585 千円
2. 負 債 額	200,543 千円
3. 純 資 産 額	249,042 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	158,533
B 固 定 資 産	291,051
C 資 産 合 計 (A+B)	449,585
D 負 債 合 計	200,543
E 純 資 産 (C-D)	249,042

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 八雄会
理事長 檀野 雄一 殿

私は、医療法人社団 八雄会の令和 6 年会計年度(令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を読み、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 11 月 25 日
医療法人社団 八雄会
監事 山川 清香

